

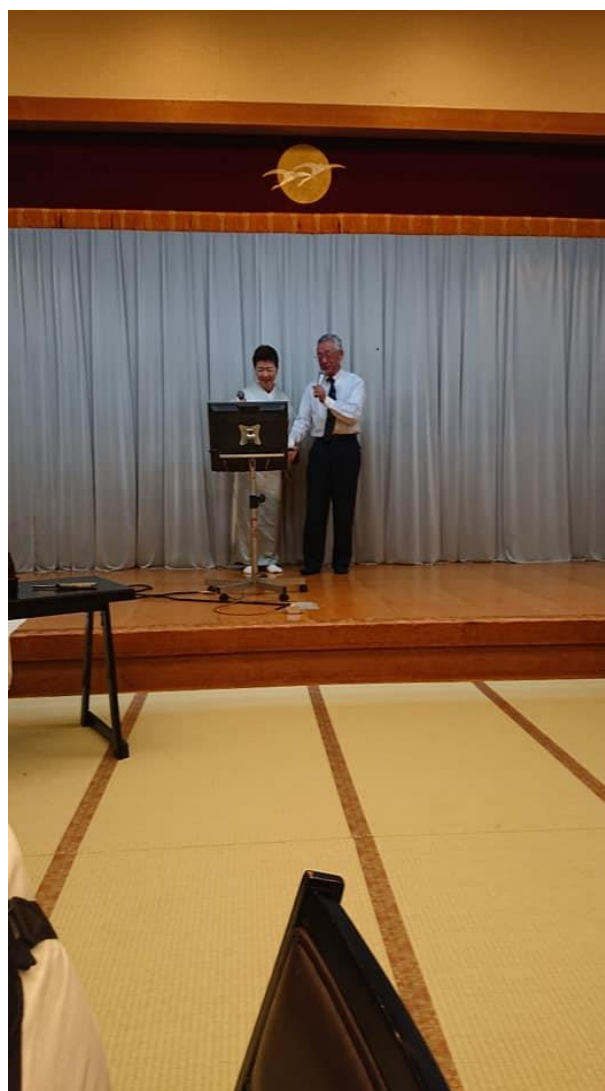
<川越市>

新型コロナウイルス**感染拡大危機**が迫る中

“およばれ”の新年会に公費（**市民の税金**）で出席

酒を呷りコンパニオンの**手を握って**カラオケにご満悦

公私混同の“**破廉恥男**”に市長の資格はあるか？！



<某県議会議員の関係者の facebook より発見した写真>

この写真は本年2月12日、川越市内の商店会の新年会の様子を出席者が撮影したもの。舞台上上がった男女がカラオケでデュエット曲を歌っているらしい。

よく見ると、ワイシャツ姿の男は右手を伸ばして和服姿のコンパニオンの左手をしっかりと掴んでご満悦の様子。この御仁こそ、川越市民なら知らない人のいない「川合善明市長」その人だ。公費（税金）で市長という公の立場で参加しながら、この行状はいかかなものか。コンパニオンが「不快」に思っていたのなら、公然とセクハラ行為をしたことになる。コンパニオンが「仕事」と割り切って我慢していたとしても、参加者の中には不快に思った人もいた筈だ。

それでも…誰も「市長、いまは公務中ですよ」と注意できない。

そこに現在の川合善明市長の強さ、専制君主ぶりが現れている。誰にも注意されないことをいいことに、このような行状を平然と行う川合善明市長。

私的な酒席だったらどうなっていたか。更にタガが外れている可能性が濃厚だ。現に、市民女性へのセクハラ疑惑が浮上している。

川合善明市長の「疑惑の市政」に住民訴訟を起こした市民

モノ言う市民を「スラップ訴訟の標的」にする市長

異常極まりない川合市長の実態を「知るべきときは今だ！」

新型コロナウイルスに世界中が混乱しているいま、川越市政にも新型コロナウイルス並みの、いや……それ以上に危険なウィルスが深く入り込み、川越市政を蝕んでいることを、多くの川越市民はまだ知らない。

本紙既報の通り、川越市（長）を被告とし、川合善明氏を補助参加人とする「市道不正認定住民訴訟を提訴している原告22名」の市民に対して、川合善明氏は現職の弁護士でありながら、裁判手続を無視して場外乱闘のごとく「住民訴訟を起こしたことを非難する内容を含む手紙」を送り付けたのだ。川合善明市長の手紙を読んだ原告たちは驚くと同時に、この暴挙に呆れ怒ったが中には、原告を辞めた方が良いのではないかと恐怖した人もいた。

事実、川合善明市長から直接、「あなたは市長を訴えていますね」と声を掛けられた原告は、直後に慌てて原告から下りた。川合善明市長に声を掛けられたことが原因なのは明らかだ。

【注】 「不正市道認定裁判」とは

寺尾大仙波線整備事業に伴う地権者の代替地に接道する道路において、代替地を求める地権者が3軒なければ道路を整備する必要はなかったにもかかわらず、「代替地を希望する地権者が3人いた」と偽装工作をして、川合善明市長が元市議の実娘名義の土地に至るわずか100m足らずの行き止まりの土地を市道に不正に認定して舗装整備までしてやった。しかも、宅地が1軒分余ってしまい、ずっと更地のまま。川越市は公費でこの土地を管理し続けなければならなくなった。川合善明市長と元市議とその実娘が、川越市に損害を与えたことを問題にしている裁判である。

2019年4月10日、本紙・松本州弘は、川合善明市長が上記住民訴訟原告の人々に送付した恫喝に類する手紙に憤り、「**弁護士会にお灸をすえてもらう必要がある**」と、原告に代わって埼玉弁護士会に対し川合善明弁護士を懲戒処分するよう「**懲戒請求書**」を提出した。

被害者は原告であるから、川合善明弁護士の懲戒請求をするのは本来、原告だ。しかし、原告が懲戒請求をすれば、川合善明市長は反省するどころか原告に圧力をかけるだろう。そう考えると、原告は誰も川合善明市長の懲戒請求に「**二の足**」を踏む。とは言っても、川合善明市長のやりたい放題を許すなら、原告に住民訴訟を止めさせる為の工作活動は、一層エスカレートするに違いない。

このような負の連鎖を断ち切るには、誰かが川合善明市長に「**非は非だ**」と、はっきり教えてやる必要がある。松本が埼玉弁護士会に「**川合善明弁護士の懲戒処分**」を請求することを決断したのはそのためだ。松本の懲戒請求に対し、川合善明弁護士は2019年5月24日付で「**弁明書**」を弁護士会に提出してきた。

内容を読んで驚いた。弁明書は本来、訴えられた内容に対する反論を書く書面だ。それが川合善明弁護士の弁明書には、反論から明らかに「**脱線**」した、原告の中の2名の女性（Aさん、Bさん）を名指しで非難する記述が書かれていた。

殊にAさんに関する記述は「**品性を欠く、ねつ造事実**」だった。

その後、所用でたまたま松本宅を訪れたAさんに松本が弁明書を見せると、自分が名指しで非難されている箇所を読んだAさんは、「**これは嘘です。弁護士がこんなデタラメを書いてもいいんですか！**」と涙を浮かべて怒ったのである。

東京弁護士会の副会長を務めたほどの人望が…かつてはあり、今は市長の座にあって…すっかり『**天狗**』になってしまっている川合善明氏は、Aさんのような非力な庶民はゴミの如き存在に見えるらしい。だから、自分が何を書こうと…何も言い返してくる筈がないと高を括っているのだ。

「品性を欠くねつ造事実」を書かれたことに、Aさんは、どうして自分がここまで川合善明市長に弄ばされなければならないのかと…悔しさと怒りを口にし、続けて、過去にも川合善明市長に弄ばされたことがあると、松本に告白したのである。それは、Aさんが知り合いの川越市議会議員・三上喜久蔵氏に呼び出されて居酒屋に行ったときのことだ。

そこに既に来ていた川合善明市長から、カラオケでデュエットを歌うことに誘われ、それに応じて一緒に歌っていると、その間、川合善明市長がAさんの身体を触っていたというのだ。川合善明市長に弄ばされていると感じたAさんは、気分が悪くなり強い嫌悪感を抱いたが、その場で「止めてください」と言うことさえできず、我慢していたが、その時の悔しさを誰にも話せず、ずっと心に秘めていた。

それが、川合善明市長の弁明書に自分を侮辱する出鱈目なことが書かれていたのを見て、かつての悔しかった体験が蘇り、怒りに任せて初めて他人に告白した。その体験がAさんが住民訴訟に原告として加わる動機になっていた。

Aさんから話を聞いた松本は、川合善明市長の卑劣さに呆れ怒った。

松本は、川合善明市長の弁明書に対する反論書面で、Aさんが住民訴訟に参加する動機となったAさんの屈辱の体験を書いた。

これに川合善明市長は反省しAさんに謝罪しようとするどころか、逆に完全に開き直って、「Aのセクハラ被害は事実ではない」という「損害賠償請求訴訟をさいたま地方裁判所川越支部」に起こした。それだけでも驚き呆れるが、もっと驚き呆れたのは、弁護士会に書面を出した松本ではなく、松本に川合善明市長への悔しさを語ったAさんを被告にしていることだ。

弁護士である川合善明市長が被告とすべき相手を間違えるはずがない。「無力な女ひとりなら勝てる」と女性蔑視に凝り固まった、露骨な「スラップ訴訟」だ。

更に驚くのは、この提訴にいる意外な「協力者」の存在だ。

その協力者は、5期も川越市議会議員をしているベテラン議員、三上喜久蔵川越市議会議員(自民党)現議長だ。

暴政市長に「追従する」三上喜久蔵・川越市議会「議長の不正義！」

川合善明市長はAさんを名誉毀損で訴えたとき、「三上議長名義の陳述書」を証拠として提出した。

そこには「Aさんが川合善明市長から受けたとされるセクハラ被害は嘘だ」という趣旨のことが印刷文字で書かれている。手書き部分は「日付と住所と氏名」だけ。

氏名の横に三文判が押されている。本文は手書きではないが、その文章の下に三上市議は署名押印しているのだから、内容の正確性に責任を負うという覚悟はあるのだろう。陳述書に書いてあることが真実なら、三上議長が陳述書という形で川合善明市長を“応援”するのは間違っていない。しかし、真実でないとなれば、川合善明市長と一緒に一市民のAさんを貶める“共犯”だ。

陳述書の文章を書いたのは、川合善明市長だ。三上議長は川合善明市長が作った陳述書に署名押印したのだ。川合善明市長が書いた内容を三上議長が確認して署名押印したのだとすれば、内容の真実性を証明することになる。

それなら、川合善明市長が陳述書をどこに提出しようが、三上議長はデンと構えていればいい。ところが、川合善明市長が三上議長の陳述書を「裁判所に証拠」として提出したことを知った三上議長の慌てぶりは、尋常ではなかった。

2月21日の議会運営委員会で三上喜久蔵議長は、川合善明市長が『川合善明市長のAさんに対するセクハラ行為はなかった』という内容の三上議長名義の陳述書を裁判所に提出したことを知って、川合善明市長に『陳述書を取り下げてほしい』と頼んだが、断られた」と弁解した。

川合市長側の「証人となれば」政治生命は終わるだろう

本当のことが書かれているのなら、三上議長は慌てる必要はない。裁判所から証人として呼ばれたら、正々堂々と証言すればいい。それだけのことだ。

三上議長はなぜ慌てて、川合善明市長に陳述書の取り下げを求めたのか。陳述書の内容が三上議長の体験した事実と違うからではないか。それでも三上議長が陳述書の内容の通りの証言をすれば、「偽証罪」に問われるだろう。

「三上議長が川合市長の証人として法廷に立てば、議員の政治生命は終わる」。そう予測する者もいる。

「迷走」する三上喜久蔵議長の「沈黙」!

本紙は、三上喜久蔵市議会議長を直撃した。

すると、さらに信じ難い「川合善明市長の暴挙」が明らかとなった。
以下は、本紙と取材に応じた三上議長との一問一答だ。

本紙「陳述書に書かれている内容について全て読んだのか？」

三上「市長が書いた陳述書を手渡されて、これに署名をしてもらいたいと。3人だけで呑んだことはないので、そこだけ読んで署名した」

※3人だけで呑んだかどうかは名誉毀損になるはずがない。
三上議長の弁解は、わざと的を外している。

本紙「三上議長が署名押印した陳述書が、裁判に使用されることを市長から聞いていたのか」

三上「裁判に使われるとは、考えていなかった。ただ市長が懲戒請求をされているとは言っていた。この陳述書は懲戒請求で使うもので、市長がAさんを訴える裁判で使うものだとは判らなかった」

※弁護士会に提出する書面だったらいい加減な内容で構わないというのも、ずいぶん乱暴な話だ。弁護士会を馬鹿にしている。弁護士会から「詳しく事情を聴かせてほしい」と言われたら、三上議長はどうするつもりなのか。

本紙「Aさんが（市長からセクハラ被害を受けたと）嘘を言っているのか？」

三上「それが…嘘かどうかわからない…」

※Aさんが嘘を言っていることを証明する陳述書に署名押印したのではなかったか。
それを、嘘かどうかわからない、とは！

本紙「ほかに、川合市長が、住民訴訟の原告4名を相手取って名誉毀損を理由に「損害賠償請求訴訟事件を提訴した」ことを知っているか」

三上「(呆れた表情を見せ)なにも聞かされていない。そんなことに巻き込まれたくない」

川合善明市長の市民敵視の異常ぶりは、Aさんを名誉毀損で訴えただけでは止まらなかった。川合善明市長は、新たに、「住民訴訟で提訴した原告団22名」の内の4名（Aさん、Bさん、Cさん、Dさん）を被告に選んで、「住民訴訟を起こしたことは違法だ」という訴えを「さいたま地方裁判所川越支部」に起こした。

一庶民の A さんは現職の市長に突然、立て続けに2つも裁判を起こされた。なぜ、この4人なのか。4人に共通するのは、かつて川越市長選で川合善明市長の対抗馬を応援したことがあるということくらいだ。そんなことで後々まで、目の敵にするのか。川合善明市長は、何という執念深さだ。

川合善明市長から2つも裁判を起こされたAさんは、実は、三上喜久蔵議員を市議選で応援して来た顔なじみの支持者だった。家族ぐるみの交流もあった。

本紙がそのことを指摘して、「Aさんが可哀そうだとは思わないのか？」と問い質すと、三上議長はうつむいて「沈黙」した。

「市長を支援する立場」の議員と

「市長に意見する」議員の明暗！

三上議長の説明によれば、三上議長名義の陳述書の文面を書いたのは川合善明市長だ。そこには次の一文がある。

「私は、平成 21 年、川合善明氏が市長に初当選した当時から

市議会議員として川合市長を支援する立場にいます。」

現職の市長が自ら、現職の議長の名義の陳述書を書き、その中に「私」三上議長は「市長を支援する立場にある」と書いたのだ。

議員の職責は、主権者である国民、住民の代表である「選良」として、国や地方自治体といった行政が主権者のために公正に働いているかどうかを監視し、市民を無視した暴政があればこれを追及して糾すことにある。

だからこそ、市民の税金で高額な議員報酬を得て活動している。

だから議会の議場では、行政執行部の長である市長と市議は対峙して座っている。勿論、予算案を可決する際などには「市長と市議が、市民の利益を最優先するために折り合いをつける」という形で協調することはあるが、その場合でも市議は、市長を「支援する立場」ではない。

ところが、三上議長は「市議会議員として川合市長を支援する立場にある」のだ。それを弁護士会や裁判所に提出する文書にはっきり書いているのだ。

議員は自分の応援団であるべき存在だと思い込んでいる川合善明市長は、ごく当たり前のことを書いたに過ぎない。だから、自分に迎合する議員は歓迎するが、議員が批判はおろか、注意や助言をすることさえ許さない。

卑近な例では新井喜一元議員は、川合善明市長が市長選に初当選した後は、川合善明市長の応援団として川合善明市長を支えていた。その後、市長職に慣れて来た川合善明市長の政治姿勢に意見を言うようになると、川合善明市長の新井元議員に対する態度は豹変し、新井元議員は「**ハラメント疑惑**」の罠に陥れられ、議員を辞職せざるを得ないところまで追い詰められた。

新井元議員が辞職に追い詰められる経過に、川合善明市長が関わっているかどうかはともかく、川合善明市長に意見する議員が川越市議会に居にくくなっていることは、川越市議会議員誰もが自覚していることだろう。

議員は、市長である自分を支援する立場でなければならないと思っている川合善明市長にとって、川越市議会に新井元議員のような存在はいてはならないのだ。三上議長名義の「**陳述書**」に話を戻そう。

三上喜久蔵議長が「**覚悟**」しておくべきこと！

三上議長がどうしても陳述書を取り戻したいのなら、直接、裁判所に出向いて、「**陳述書を取り下げたい**」と相談すればいい。

裁判所は「**それは裁判手続でやってください**」と言うだろうが、言うだけ言っておけば、裁判手続のときに、裁判所から川合善明市長に「**陳述書の作成名義人が『**取り下げたい**』と裁判所に来たんですけど、どうしますか**」くらいのことを言ってくれるだろう。

そうすれば、川合善明市長が取り下げなかったとしても、裁判所は胡散臭い陳述書だということ、陳述書を取り下げたのと同じような扱いにしてくれるのではないだろうか。問題は、そういう行動をとるだけの気概が三上議長にあるかだ。この期に及んでも、「**市長を支援する立場**」にあり続けるなら、法廷で証言する覚悟をしておくべきだろう。

三上喜久蔵議長が「**市長側**」から「**市民側**」に“**更生**”する途はこれだ！

前述の通り、家族ぐるみで三上議長を応援してきた有権者でもある女性Aさんは、川合市長からのセクハラ被害を訴え、逆に名誉毀損を理由に損害賠償請求訴訟事件で訴えられている。三上議長は「市民側」ではなく「市長側」に立ったという時点で、議員でいる資格を失ったに等しい。

三上議長を利用した川合善明市長は、この裁判で三上議長が「署名押印をした陳述書」を利用して、Aさんの被害は事実無根だと主張し続けるのだろう。

そして「裁判官（まして市庁舎から徒歩数分の近い位置にあるさいたま地裁・川越支部の判事）は、自分に忖度（そんたく）するはずだ」という傲慢な予断を抱いているかもしれない。

その上、権威主義的な裁判長なら、現職の市長が原告となる裁判では、被告の市民寄りではなく、原告の市長寄りになっても不思議ではない。

だからこそ、三上議員が「この陳述書は川合善明市長が書いたもので、私は内容に責任を負えないから、裁判に使わないでくれ」と裁判所にはっきり言う必要がある。そうすれば、三上議長は「市民側」の議員に“更生”できるのだ。